



佐賀県公報

平成18年
6月28日
(水曜日)
第12772号

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

告示

○保安林予定森林

(四三三・森林整備課)

一

公告

○地力増進地域指定の解除

(園芸課)

二

○公共測量の実施

(土地対策課)

二

○開発行為に関する工事の完了

(まちづくり推進課)

二

○土地改良区役員の退任届

(農地整備課)

三

○県営大詔間地区土地改良事業計画決定

()

三

○県営大塚郷・大塚地区土地改良事業計画決定

()

三

選挙管理委員会事項

◎地方自治法に基づく選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、

同法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙

権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た

数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに

地方自治法に基づく県議会議員の各選挙区において選挙権を有す

る者の総数の三分の一の数

(告示・二九) 三

公安委員会事項

◎佐賀県公安委員会運営規則の一部を改正する規則

(規則・一三) 四

東部工業用水道事項

◎佐賀県東部工業用水道電子署名規程

(規程・四) 六

○ 告示

◎佐賀県告示第四百三十三号

次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があったので、
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。
平成十八年六月二十八日

佐賀県知事 古川 康

一 保安林予定森林の所在場所

(一) 伊万里市山代町東分字徳房六四五九の一〇、六四五九の一、六四五九の一九、東山代町川内野字日南川五八一〇、五八一、五八二の一、五八一三、五八一四、五八一五の一、五八一五の二、五八一六、五八一七、五八一八の一

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

二 保安林予定森林の所在場所

(一) 西松浦郡有田町字山谷牧甲三三四の二、甲三三九、甲三四〇の一から甲三四〇の五まで、甲三四〇の八、甲三四〇の九、甲三四〇の一二から甲三四〇の一五まで、甲三四二、甲三四三、甲三四四の二、甲三四四の三、字下山谷甲二〇三六の九、甲二〇三六の一〇、甲二〇三八の一、甲二〇三八の二、甲二〇三九の一、甲二〇三九の三、甲二〇七四の一、甲二〇七四の二、甲二〇七四の四から甲二〇七四の七まで、甲二一二七の

- 一、甲二二二七の二、甲二二二八の一、甲二二二八の二、甲二二五四の四、甲二二五五の一、甲二二五五の四、甲二二五五の八、甲二二五五の一〇、甲二二五五の一九、甲二二五五の四九、甲二二五五の五〇、甲二二五五の五二、甲二二五五の五三、甲二二五五の五六

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めなく。

(ロ) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとす

る。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課並びに伊万里市役所及び有田町役場に備え置いて縦覧に供する。

○ 公 告

地力増進法(昭和59年法律第34号)第4第4項の規定により、次のとおり地力増進地域の指定を解除した。

なお、関係図面及び改善状況調査の結果については、佐賀県生産振興部園芸課に備えおいて縦覧に供する。

平成18年6月28日

佐賀県知事 古 川 康

指定を解除する地力増進地域

指定年月日	市町名	地区名	面 積
平成元年10月27日	みやき町	市原・座主野地域	水田50ha
平成5年3月5日	唐津市	大江・南山地域	水田15ha 樹園地35ha
平成4年2月1日	伊万里市	山形地域	樹園地51ha
昭和60年9月11日	白石町	岡崎・神辺地域	水田57ha

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、佐賀市巨勢町牛島下土地区画整理組合設立準備委員会会長から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成18年6月28日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 作業種類 公共測量(現況図、地区界測量図作成)
- 2 作業期間 平成18年6月8日から平成18年12月28日まで
- 3 作業地域 佐賀市巨勢町牛島の一部地域

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成18年6月28日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
唐津市町田字イゲダニ1840番1、1840番2、1841番1、1847番3、1849番1、1849番5、1850番1及び1851番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
唐津市肥前町万賀里川173番地3
株式会社前田建設

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、鹿島市七浦干拓土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。

平成18年6月28日

佐賀県知事 古川 康

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	山下 好照	鹿島市大字音成乙49番地	平成18年3月31日

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、県営土地改良事業(地域水田農業支援緊急整備)大詔間地区の計画を定めたので、同条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でのこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成18年8月11日までに佐賀県佐賀中部農林事務所(郵便番号849-0925 佐賀市八丁畷町8番地1)に提出してください。

平成18年6月28日

佐賀県知事 古川 康

- 1 縦覧に供する書類
県営土地改良事業(地域水田農業支援緊急整備)大詔間地区の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成18年6月29日から平成18年7月27日まで
- 3 縦覧の場所
川副町役場

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、県営土地改良事業(経営体育成基盤整備)大授搦・大堀地区の計画を定めたので、同条

第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でのこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成18年8月11日までに佐賀県佐賀中部農林事務所(郵便番号849-0925 佐賀市八丁畷町8番地1)に提出してください。

平成18年6月28日

佐賀県知事 古川 康

- 1 縦覧に供する書類
県営土地改良事業(経営体育成基盤整備)大授搦・大堀地区の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成18年6月29日から平成18年7月27日まで
- 3 縦覧の場所
東与賀町役場

○ 選挙管理委員会事項

●佐賀県選挙管理委員会告示第二十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第八十条第一項に規定する県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、それぞれ次のとおりである。

平成十八年六月二十八日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾紀男

一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一三、八五九人

二 選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と

四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

一八二、一五三人

三 県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

選挙区名 三分の一の数

佐賀市 四三、一四七人

唐津市 二〇、七九一人

鳥栖市 一六、七八七人

多久市 六、二二九人

伊万里市 一五、六三九人

武雄市 九、〇二一人

鹿島市 八、六二七人

小城市 一二、一七九人

佐賀郡 一九、七三六人

神埼郡 一三、六一〇人

三養基郡 一四、六五七人

東松浦郡 一六、六四八人

西松浦郡 五、九三四人

杵島郡 一七、〇五七人

藤津郡 一〇、九一七人

○ 公安委員会事項

●佐賀県公安委員会規則第十三号

佐賀県公安委員会運営規則の一部を改正する規則

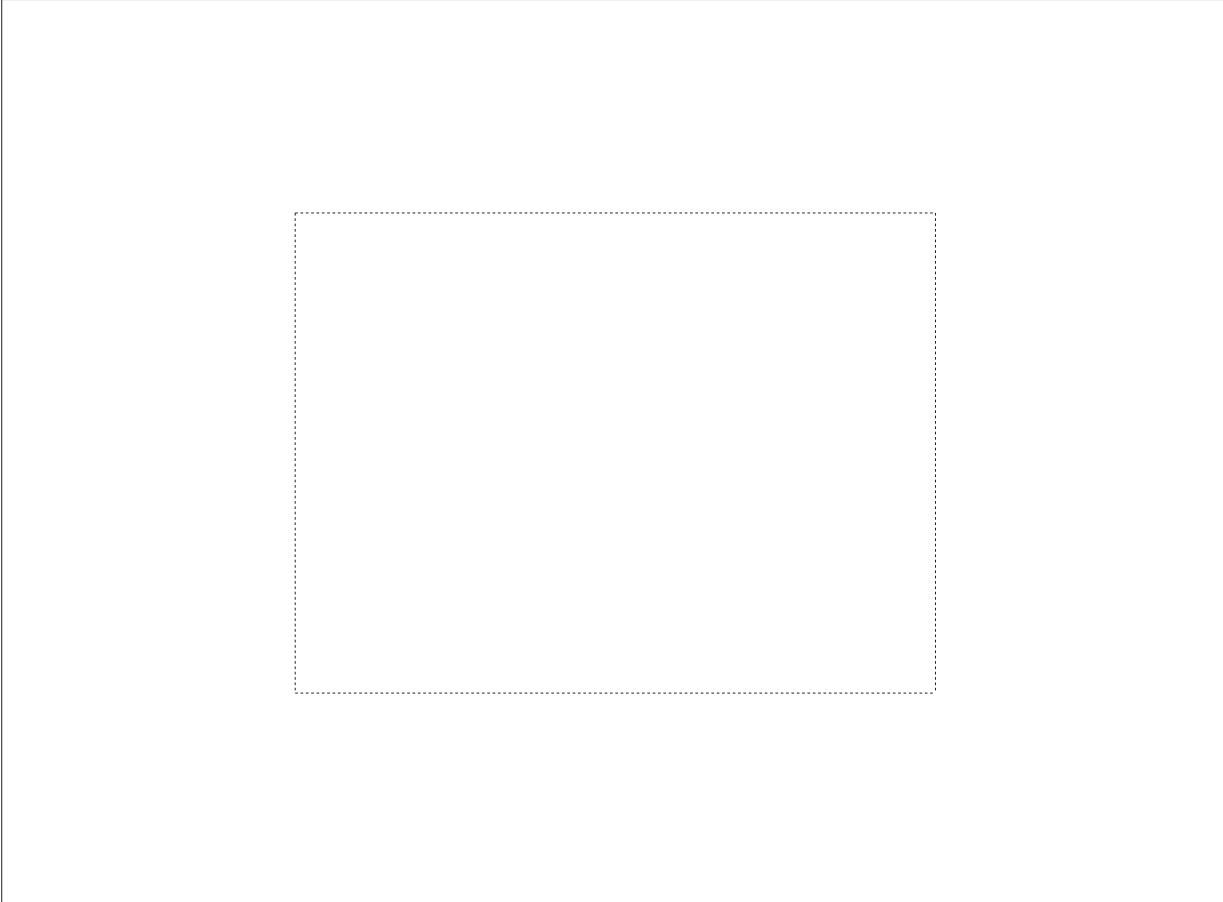
佐賀県公安委員会運営規則（昭和三十二年佐賀県公安委員会規則第二号）の

一部を次のように改正する。

様式第二号を次のように改める。

様式第2号(第14条関係)

公印登録簿



作成年月日	
登録年月日	
廃止年月日	
備考	

この規程は、公布の日から施行する。

別表第一中

10mm平方	横20mm 縦7mm
25mm平方	

を

10mm平方	に改める。
25mm平方	

附則

この規程は、公布の日から施行する。

○ 東部工業用水道事項

◎佐賀県東部工業用水道規程第四号

佐賀県東部工業用水道電子署名規程を次のように定める。

平成十八年六月二十八日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県東部工業用水道電子署名規程

電子文書を施行するために必要な佐賀県東部工業用水道の電子署名に關し必要な事項については、別に定めがあるものを除き、佐賀県電子署名規程（平成十四年佐賀県訓令甲第十一号）の規定の例による。この場合において、電子署名を行う文書の発信者は、東部工業用水道管理者、東部工業用水道局長及び東部工業用水道管理事務所長とする。

附則

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
 申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年六月二十八日印刷及び発行
 発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
 印刷所 株式会社古川総合印刷